

水土里ネット広報



水土里ネット東和
大雪の水と緑をはくくむ

と う わ



主 な 内 容

- ・第67回通常総代会開催 1
- ・平成30年度事業計画概要及び予算 3
- ・21世紀創造運動表彰・総代補欠選挙..... 7
- ・今年の通水及び事業所に関して..... 8
- ・各施設物管理人・監視人について 9
- ・改良区からのお知らせ・お願い11

春 2018(平成30年)
NO.124

第67回通常総代会開催

東川、東旭川、東神楽地域毎の総代協議会を経て、去る3月19日 平成29年度 第67回通常総代会が、堀 卓司 総代（東神楽地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に 阿部 茂 総代（東川地区）、高橋 治美 総代（東旭川地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 外山 弘美

本日は何かとお忙しい折、平成29年度第67回通常総代会にご出席を賜り厚くお礼申しあげます。また、日頃より事業運営にご協力、ご理解を賜っている事に心より感謝申し上げます。私事ではありますが、2月1日役員協議会において互選の結果、ご推薦いただき理事長に就任いたしました。2期目となりますが、今農業は、米政策、T P P、就農者の高齢化、担い手不足など農業変革期を迎えており、移り変わる農業に対応すべく、心新たに組合員の負託に応えなければならないと思う次第でございます。



今年の冬は積雪が多く春作業の遅れを心配しておりましたが、そんな中、去る3月9日の大雨によりペーパン川が氾濫し6戸の方が床下、床上浸水となり、幹線支線水路からの水溢れが育苗ハウス、地下ポンプ室、納屋に浸水する等の被害がありました。当区としても、3月始めから重機により水路の除雪を進めておりましたが、融雪水と相俟っての大雨となり被害が出たことに、心よりお詫びとお見舞いを申し上げます。一年を通しての穏やかな天候を願わずにはいられません。

当区の運営につきましては、平成9年に6土地改良区が合併してから続いていた地区毎の経常課金を、平成26年4月からの地区統合により統一し、区域一体での維持管理により、大雨などの突発的な災害復旧にも迅速に対応できる体制を整えさせていただいております。地区統合については、7年間の平準化計画のもと、急激に賦課金の上がる地区は、緩和策として段階的に上げさせていただき、整備水準の遅れている箇所についてもこの7年間のうちに順次整備して行くこととなっています。財源は各地区会計を一つにまとめて地区統合資金として扱い、その中からの対応となっています。また、昨年は賦課金の値上げをさせていただきましたが、施設の老朽化が著しく小破修繕費が増となり、国営、道営事業等に掛かる人件費増、事業償還金のプール負担金の増、白地地区の施設の対応、パイプライン水路の補修などの費用に備え4年間で1億円程度の施設改修積立を積みたいと言う事で、平成29年から4年間、10aあたり5,200円とさせて頂いており、将来を見据え計画的な運営を行っているところでございます。

施設維持管理につきましては、国営事業実施地域である、東川、東神楽地区において、国営工事に伴う既往用排水路の取り付け、関係機関との協議、地元調整など維持管理と事業実施を一体的に行うため、東川、東神楽の各国営事業センター内に維持管理を行う職員を配置し、新たに事業所を設置する予定でございます。

事業の実施状況につきましては、国営事業では、大雪東川第1地区が工事2年目で89haの施行、旭東東神楽地区が工事1年目で8haの施行、大雪東川第2地区が事業採択の予定となっております。道営事業では東旭川の忠別北地区は工事4年目6.9ha、兵村北地区では工事1年目9.5ha、忠別南、旭正北中央地区は調査計画、上幹線地区は水路改修425m施行となっており、区域全域に於いて事業が進められております。道営事業は要望が多い割に予算がまだまだ足りないのが実情であり、要請活動で農業農村整備事業費の更なる増額をオール上川で伝えたいと思っています。

最後になりますが、先ほど表彰されました総代、役員の皆様には、今後ともご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。また、勇退されました役員の皆様には今後の改良区運営にご助言を頂ければ幸いです。長い間ご苦勞様でした。

今総代会は、定款、諸規程の一部変更、平成30年度東和土地改良区一般会計収入支出予算となっております。慎重審議を願いまして挨拶とします。

議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・平成29年度積立金処分額変更について
- ・東和土地改良区会計細則の一部変更について
- ・退任役員に対する特別功労金の支給について
- ・退任役員に対する感謝状の贈呈について

◇議案事項

- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区頭首工管理規程の一部変更について
- ・平成29年度第3回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・東和土地改良区役員等の報酬、費用弁償及び表彰等に関する規程の一部変更について
- ・東和土地改良区事業所の設置について
- ・東和土地改良区委員会規程の一部変更について
- ・平成29年度東和土地改良区一般会計予算の繰越について
- ・平成30年度賦課金等の賦課徴収方法とその時期について
- ・平成30年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・平成30年度各種積立金の処分について
- ・一時借入金の借入について
- ・長期借入金の借入について
- ・平成30年度農地転用決済金について
- ・平成30年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について

◇報告事項

- ・定期監査の結果について



永年勤続表彰・功労者表彰・感謝状贈呈

◇永年勤続表彰【総代在職20年以上】（敬称略）
 総代 羽藤 道夫 総代 押切 美佐穂

◇永年勤続表彰【総代・役員在職10年以上】（敬称略）

総代 好井 英清	総代 大懸 勝一
総代 松田 茂幸	総代 笹田 文彦
総代 高橋 正孝	総代 川島 輝夫
総代 吉田 博道	総代 石井 実
役員 安田 伸幸	役員 渡辺 和紀
役員 藏田 勝次	役員 北山 秀雄

◇功労者表彰（敬称略）
 前役員 石山 修 前役員 朝倉 和明
 前役員 唐太 強

◇感謝状贈呈（敬称略）
 前役員 中川 光夫



（表紙写真）
 東橋より春の忠別川

土地改良区の概要

（4月1日現在）

組合員	1,033人
賦課面積	8,121ha

平成30年度予算及び事業計画概要

昨年、水稻におきましては春先から気温も高く生育は順調に推移しました。その後9月収穫期には雨の日が多く収穫の遅れが生じ心配されましたが、結果的には品質、収量とも申し分ない状況でした。また土地改良区でも大きな自然災害が無く安堵したところです。

さて、農業経営においては今後の国際貿易のEPA・TPPの推移、また国内では今年から米の直接支払い交付金の廃止など国の農業施策が描かれない中、憂慮されていると思いますが、食を担う農業者において、本年も天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しています。

国の農業・農村整備事業の平成30年度予算において、平成29年度と補正も含めて比較すると昨年比20%増額となっています。このうち北海道における農業農村整備事業は、1,190億円となっており、土地改良事業実施に弾みがつくものと期待している所です。一方、当区では、年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まり地元要請には追いついていない状況下であり、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

昨年度と同額10アール5,200円となっております。将来を見据えての賦課金となっておりますことに特段のご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、地区統合の合意に沿って本年度賦課金の調整としては、賦課平準化支援8,038千円を取り崩し運営費に充てる予定です。

2. 土地改良施設整備水準について

土地改良施設の地域平準化として24,000千円を取り崩し、改修計画を立て整備を進めますが、特に緊急を要する施設については、随時改修を実施することといたします。

3. 国営土地改良事業について

旭東東神楽地区は工事1年目、大雪東川第一地区は工事2年目、大雪東川第二地区は調査設計業務とそれぞれ次の段階に入りますが、組合員さんの期待に応えるべく、土地改良区の役目も重要になり、事業実施に向け関係機関と連携を図り進める所存です。

4. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれていない状況です。当区も予定事業の採択が遅れており、今年は昨年同様4地区のみとなっております。また事業量も多くは望めない状況の中ではありますが、忠別北地区は事業実施4年目、兵村北地区は今年より工事開始、忠別南地区は調査設計業務2年目、旭正北中央地区は調査設計業務1年目を予定しています。線事業整備の一環として進めています上幹線用水路は工事2年目となり用水路改修を予定しています。なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

5. 団体営農地耕作条件改善事業及び農業基盤整備促進事業について

あさひかわ地区で区画整理、暗渠排水を予定しています。

6. 事業所の設置について

東川、東神楽地区において、地区内での国営緊急農地再編整備事業が本格的に工事实施に入る事から、既往用排水路との取り付け、工事实施に伴う要望など関係機関との協議、地元調整など維持管理と事業実施に支障のないよう、改良区事業所を両地区各JA事務所内に設置いたします。

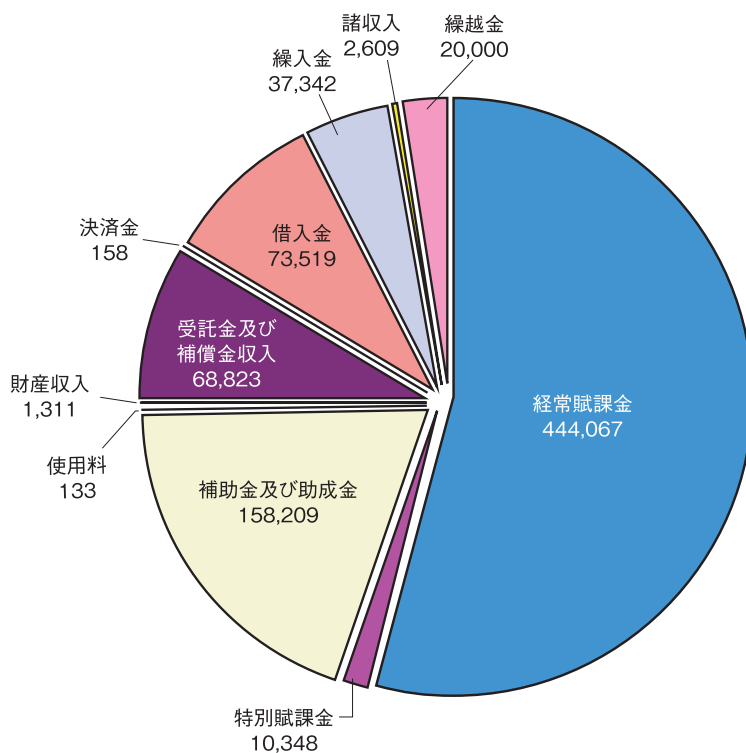
平成30年度土地改良区予算が決まりました

総額816,519千円

収 入

(単位：千円)

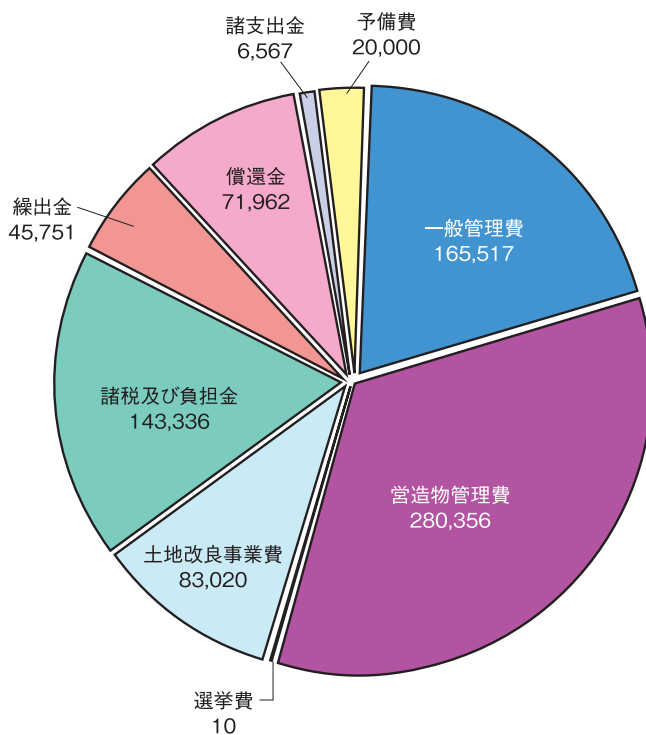
項 目	予 算 額
経 常 賦 課 金	444,067
特 別 賦 課 金	10,348
補 助 金 及 び 助 成 金	158,209
使 用 料	133
財 産 収 入	1,311
受 託 金 及 び 補 償 金 収 入	68,823
決 済 金	158
借 入 金	73,519
繰 入 金	37,342
諸 収 入	2,609
繰 越 金	20,000
合 計	816,519



支 出

(単位：千円)

項 目	予 算 額
一 般 管 理 費	165,517
営 造 物 管 理 費	280,356
選 挙 費	10
土 地 改 良 事 業 費	83,020
諸 税 及 び 負 担 金	143,336
繰 出 金	45,751
償 還 金	71,962
諸 支 出 金	6,567
予 備 費	20,000
合 計	816,519



▽ 平成30年度 賦課金について

平成26年度から地区統合により、一部地域を除き経常賦課金課率が統一され、平成30年度は10a当たり5,200円となりました。統合前旧地区の経常賦課金と比較し賦課金が上昇する地区については、緩和対策として賦課金平準化支援による7年間の段階的調整により、以下の通り本年度賦課金が減免されます。

また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、平成30年度賦課金課率は一般地域の10%となる10a当たり520円が賦課されます。

(単位：円)

地区名	旧地区名	経常賦課金率	平準化支援	平準化支援後課率	第1期	第2期
一 般	東 川 甲	5,200	0	5,200	2,600	2,600
	東 川 乙		490	4,710	2,600	2,110
	東 旭 川		0	5,200	2,600	2,600
	ペーパン		600	4,600	2,600	2,000
	桜 岡		0	5,200	2,600	2,600
	東 神 楽		0	5,200	2,600	2,600
	稲 荷		150	5,050	2,600	2,450
	志 比 内		280	4,920	2,600	2,320
自主管理地	—	520	0		520	0

※ 経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担反当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費負担額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よりしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日（期限内納入をお願い致します。）

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限	賦課基準日
第 1 期	経常賦課金	平成30年 7 月 1 日	平成30年 7 月13日	平成30年 6 月30日の 土地原簿記載面積に より賦課いたします
第 2 期	経常賦課金 特別賦課金	平成30年11月 1 日	平成30年11月15日	
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひ かわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店		

▽ 平成30年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

平成26年度から地区統合により10a当たり決済金額が統一されましたが、統合前旧地区の決済金と比較し上昇する地区については、緩和対策として7年間の段階的調整により、以下の通り金額が調整されます。

年 度	金 額	調整後の金額	
平成30年度	31,683円	※ 1 決済金調整地区	
		東旭川白地区 東旭川市街化地区	28,288円
		東川乙地区	28,306円
		ペーパン A、B 地区	28,206円
		稲荷 A 地区	28,391円
		志比内地区	28,272円
		※ 2 自主管理地（ため池管理等の賦課金10%地域）の決済金はありません。	

※各地区ほ場整備事業実施の地域には、上記の金額に別に計算した区画整理・暗渠・客土などに係る償還残元金加算されます。

▽ 平成30年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地再編整備事業	大雪東川第一地区	23,120,000	1,200,000	区画整理 87.0ha 暗渠排水 87.0ha	継続事業
	大雪東川第二地区	35,000,000	200,000	調査設計業務 55.1ha	継続事業
	旭東東神楽地区	35,640,000	450,000	調査設計業務 133.0ha 区画整理 8.0ha 暗渠排水 8.0ha	継続事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	忠別北地区	3,002,000	242,010	区画整理 6.9ha 暗渠排水 3.3ha 用水路 1,191m 排水路 2,126m 耕作道路 1,033m	継続事業
	兵村北地区	2,465,000	344,700	区画整理 9.5ha 用水路 350m 排水路 1,251m 耕作道路 1,655m	継続事業
	忠別南地区	1,466,000	38,262	調査設計業務(2年目)一式	継続事業
	旭正北中央地区	1,850,000	57,000	調査設計業務(1年目)一式	継続事業
水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	上幹線地区	795,000	100,000	生産用水路 485m	継続事業
農地耕作条件改善事業	あさひかわ29地区	22,376	10,760	区画整理 2.3ha 暗渠排水 2.3ha	継続事業

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	西瑞穂(第7)頭首工	5,900	5,900	頭首工整備 一式	新規事業
	南第2支線取水工	6,200	6,200	頭首工整備 一式	新規事業
	東川北第3支線用水路	14,200	14,200	用水路整備 12.3m	新規事業
	基線沿支線用水路	4,300	4,300	安全施設整 211m	新規事業
	忠別川第2頭首工	10,400	3,900	電気設備・管理施設 建屋整備 一式	新規事業
施設改善特別対策事業	東旭川豊田上	5,500	5,500	用水路整備 254m	新規事業
多面的機能支払資源 向上支払交付金	東旭川地域	195,887	27,984	用水路整備補修	継続事業

21世紀土地改良区創造運動表彰を受賞

去る3月26日に全国水土里ネット表彰式（東京）にて、当区が全国土地改良事業団体連合会会長より21世紀土地改良区創造運動表彰の地域コミュニティ部門賞を受賞いたしました。

21世紀土地改良区創造運動は、土地改良区がこれまで果たしてきた役割・機能を国民や地域住民へ積極的にアピールするとともに、土地改良区自ら市町村・地域住民と連携し、主体的かつ積極的に取り組む意識をつくることを目標とし、全国の土地改良区が取り組んでいる運動です。

当区では、平成13年より小学生を対象とした「田んぼの学校」や、施設見学会、地域祭りでのPR活動、多面的機能支払活動との連携等の活動を行っており、この度、これらの活動が評価され受賞となりました。土地改良区や農業について地域住民の理解を得ることは、円滑な通水、水路事故防止、更には草刈等の施設維持管理への協力につながっていくと捉え、今回の受賞を励みに今後も継続して取り組んで参ります。



東和土地改良区総代補欠選挙

東川地区総代（定数14）に4名の欠員が生じたことから、去る3月20日に旭川市選挙管理委員会のもと東和土地改良区総代補欠選挙が執行され、無投票の結果4名の方が当選されました。

立候補者届出受付順（敬称省略）

選挙区	選挙地区名	当選者名
第1区	東川	にったよしのり 新田由憲
第1区	東川	たにくちまさよし 谷口雅祥
第1区	東川	ちばみつし 千葉光志
第1区	東川	びとうみちひこ 尾藤路彦



3月20日選挙会

東川事業所・東神楽事業所を開設しました ～水路や通水に関することは各事業所へ～

国営緊急農地再編整備事業の本格的な工事施行に伴う用排水施設のパイプライン化により、事業地区一円に於いて当区の施設維持管理が大きく変わることとなります。これにより、工事実施時から組合員、各関係機関、事業推進センター（推進室）との密接な連携が必要となることから、平成30年4月より、東川地区では東川事業所をＪＡ東川アグリサポートセンター内に、東神楽地区では東神楽事業所をＪＡ東神楽事務所内に開設しましたのでお知らせします。

東川地区、東神楽地区の施設維持管理（水路・頭首工管理補修、通水管理）に関することは、各事業所へお問い合わせください。

◇東和土地改良区 東川事業所

所 在：上川郡東川町西町1丁目3-1
JA東川アグリサポートセンター内
T E L：0166-82-0500（事業所直通）
F A X：0166-73-2469
※ 電話の開通は4月中旬となります。



◇東和土地改良区 東神楽事業所

所 在：上川郡東神楽町北1条東1丁目2-1
JA東神楽事務所内
T E L：0166-74-4005（事業所直通）
F A X：0166-74-7241
※ 東旭川地区の維持管理は東和土地改良区事務所にて整備課が担当します。



今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稲移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東和土地改良区 32-2241(代) 東川事業所 82-0500
東神楽事業所 74-4005 もしくは以下の担当職員へ

地 域	担当者	電話番号
総 括	技術部 部長 清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所 技師 太田 宏樹	090-3397-5938
東旭川地区	技術部整備課 主任 稲田 優作	090-1308-5997
東神楽地区	東神楽事業所 主任 松田 陸	080-5582-4848

各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人 ・ 東川第1游水池管理人	國木 正昭	東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ポン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 幹夫
			東雲第7頭首工	畑中 幹夫 梶畑 直敏
			東雲第8頭首工	古高 正
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 正博	東雲第9頭首工	秋原 譲
	ポン倉沼川第2頭首工管理人	沼澤 彰	東雲第10頭首工	菅沼 順稚
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	石井 和男	東雲第11頭首工	菅沼 久夫
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	菅沼恵佐雄
	西8号南線分水門管理人	水野 稔	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 壽	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	北栄上幹線頭首工	吉田 建夫	東忠別第3頭首工	山下 悟
	北栄下幹線頭首工	高橋 新一	東忠別第7頭首工	河治 均
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一		
	東雲第3頭首工	畑中 雅晴		
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下游水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	北村 和也	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 倉沼川第2頭首工管理人	羽藤 道夫	米原頭首工管理人・ペーパン頭首工管理人	小林 忠志
			第6頭首工管理人	大橋 亨
			第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
			第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人	中村 肇
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	下南部貯水池・下南部幹線管理人	渡部 光幸
	倉沼川頭首工管理人	谷山 勝	ペーパングダム管理人	今井 和伸
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道	下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	坂下川取水工管理人 坂下川第1支線用水路管理人	三上 善寛	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 政美
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	忠別南支線管理人	吉田 徹	7号の沢放水工管理人	小森 明
	忠別第5支線水門管理人	高橋 一政	福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人	三瓶 正広
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司		
	各支線スクリーン管理人	録澤 洋介		

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	永田 吉二	第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	第3頭首工管理人	牧 哲夫		
	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之	東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）	北村 敏光
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳	東桜岡第2ダム	鈴木誠一郎
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	山田 知孝	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎
	忠栄高台第1支線管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人	小菅 嘉顕
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	第2支線取入口管理人	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	外山 定雄	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第4支線頭首工管理人	西山 智之
	高台第1附属線分水門管理人	大西 建一	第10支線頭首工管理人	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第11支線取入口管理人	西山 智之
	高台第8附属線分水門管理人	吉田 敏仁	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦		
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸	第15支線取入口管理人	山本 忠義
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第5支線取入口管理人	石井 実
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄	第12支線取入口管理人	
	南第3支線分水門管理人	大柿 稔	第6支線取入口管理人	北川 信一
	南第4支線分水門管理人・南第6支線附属線分水門管理人	中村 照男	第7支線取入口管理人	
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫	第8支線取入口管理人	長谷田克裕
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏	第17支線取入口管理人	大塚 和彦
	北第5支線分水門管理人	中川 隆史	第2支線補水水路管理人	高橋 満雄
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第7支線分水門管理人	生出 栄	新第5用水路管理人	水本 悦可
	南第5支線附属線分水門管理人	坂田 佳文	志比内地区水路監視人	岡村 義則
	南第6支線分水門管理人	高橋 誠	八千代ヶ岡幹線用水路監視人	大柿 誠
東川 東神楽	忠別川第2頭首工 東川第2游水池	小坂 法弘		

改良区からのお知らせ

◇春の整備要望について

雪解け後、通水に障害がある様な施設が御座いましたら、最寄りの総代さんまでご相談頂きますようお願いいたします。なお、限られた財源の中での整備となり、工事の内容によっては時間を要する事も予想されますが、ご理解をお願い申し上げます。また、国営、道営事業の実施地区に於いて5年以内の整備計画のある地域については、簡易整備にて対応させて頂き、事業による施行まで現施設の利用をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

◇組合員資格の移動、農地転用について

組合員資格の移動、農地転用の届け出は、土地改良法の規定により**組合員から土地改良区へ通知することが義務付けられております**。届出の無い場合は、土地改良区の台帳は変更されず、そのまま賦課されますので、必ず届け出して下さい。

こんな時は必ず届け出をお願いします

◆組合員資格に変更があったとき（組合員資格得喪通知届出）

- ・農地の移動（売買、賃貸借、交換など）
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与、死亡による名義変更
- ・住所の変更
- ・農家経営を法人化される方

◆農地を転用するとき（地区除外申請、農地転用等の通知、意見書交付願い）

- ・公共用地（道路、水路など）への売買による転用
- ・水田を宅地などへ転用

◆土地改良施設を使用したいとき（他目的使用申請書）

- ・雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- ・土地改良施設用地を出入り口など他目的に使用

農地の賃貸、売買にあたっては確認をお願いします

農地の移動（賃貸、売買など）の場合、賦課金未納の農地を賃貸、取得しますと土地改良法の規定により、**新たな耕作者が未納賦課金（滞納賦課金）を納入しなければなりません**。
必ず、**土地改良区に未納があるかどうか確かめてから契約するようご注意ください**。

◇草刈、清掃作業傷害保険について

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、もし、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | | |
|----------|---|--------|------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 | |
| | [入院日額] | 5,000円 | （事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円 | （事故発生日から180日以内で90日を限度） |

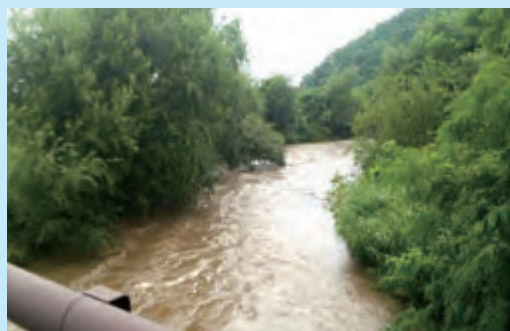
田んぼダム取り組みのお願い

近年大雨台風の影響により下流域では甚大な被害が発生しており、大雨を予測し河川より取水する用水路は全て止めていても、田んぼからの落水により洪水被害が拡大する恐れがあります。特に東川町内においては用排兼用の水路が多く、また勾配が急なことから昨年大雨に於いても被害が出ております。洪水被害から宅地や転作田などの農地を守るためには、河川への排水量の集中を避ける必要があります。広大な水田地域から雨水をゆっくり排水することにより、大きな洪水軽減の効果が期待できます。

大雨警報が発令されたときは、落水されている田んぼについては、排水口に調整板を設置し田んぼダムの協力をお願いします。



西4号道路沿 東側排水路



倉沼川豊年橋より下流

土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないように協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



土地連功労表彰

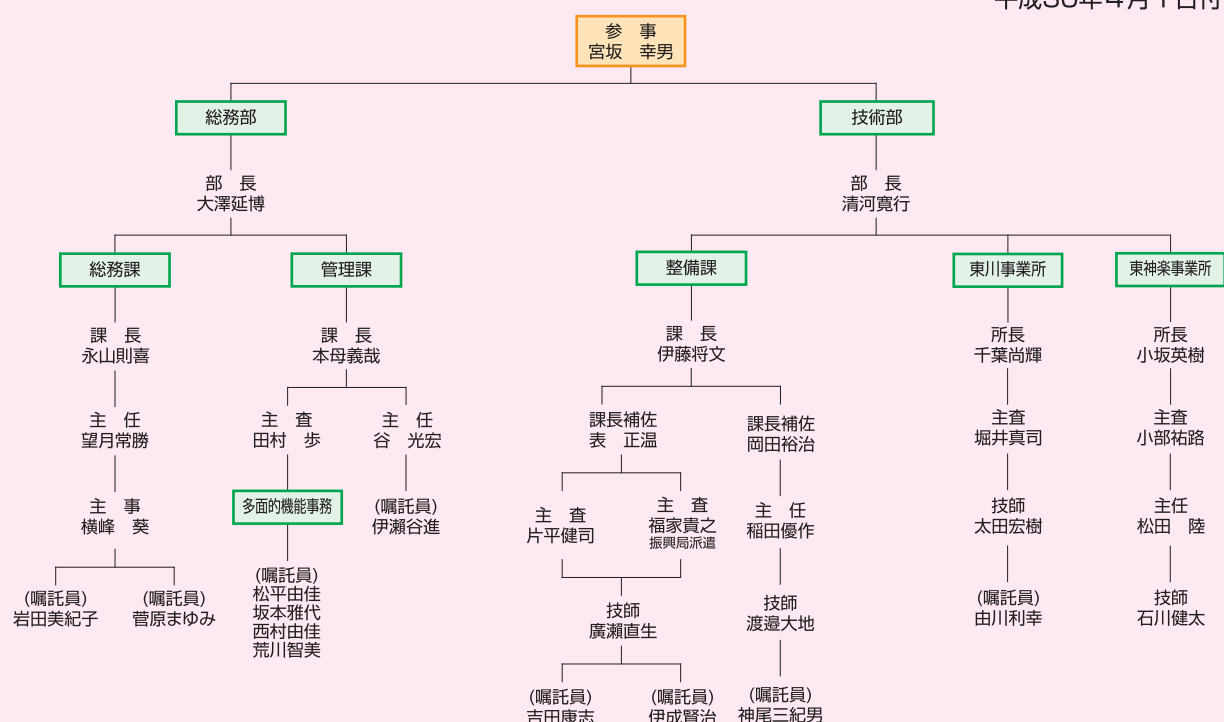
去る3月29日、ポールスター札幌において開催された土地連通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】（敬称略）

前役員 石山 修（役員12年） 前役員 朝倉 和明（役員12年）
前役員 唐太 強（役員12年）

平成30年度事務機構図

平成30年4月1日付



ホームページアドレス
<http://www.touwa.or.jp/>

平成30年4月11日発行
発行所
旭川市東旭川町旭正312番地
東和土地改良区
電話 32-2241 FAX 32-2244
発行人 理事長 外山 弘美
編集 総務課

あ と が き

春耕期の準備にお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。
「広報」を通じ、本年度予算、運営内容をご理解いただくと共に、
この厳しい農業の実態を十分把握し、改良区の運営に万全を期
すところです。

何かお気づきの点があればなんなりとお寄せください。

（事務局）